

令和7年

第2回農業委員会全員協議会 議事録

(令和7年7月25日開催)

武蔵野市農業委員会

令和7年第2回農業委員会全員協議会 議事録

1 日時 令和7年7月25日（金曜日）午前9時30分

2 場所 武蔵野市役所西棟8階812会議室

3 協議・報告事項

- (1) 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- (2) 都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の認定申請書の事前確認について
- (3) 夏野菜品評会について
- (4) 各種顕彰事業について
- (5) 農業委員会行政視察について
- (6) 指導農業士の申請及び推薦について
- (7) その他 会議等日程

4 出席委員

3番	森田茂紀	君			
5番	北沢俊春	君	6番	下田誠一	君
7番	榎本英明	君	8番	土屋美恵子	君
9番	中村健二	君	10番	大谷壽子	君
11番	高橋栄治	君	12番	吉野憲二	君
13番	坂本和人	君			

5 欠席委員

1番	榎本一宏	君	2番	後藤幸治	君
			4番	松本正人	君
			14番	櫻井義則	君

6 委員以外の出席者 なし

7 事務に従事した職員

局長	小池鉄哉	君
課長補佐	合田宇宏	君
主任	助川瑞樹	君
主任	森麻衣子	君
会計年度任用職員	浅賀恵津子	君

事務局長

ただいまより令和7年第2回農業委員会全員協議会を開催したいと存じます。

会議の開会前ですが、皆さまにお諮りいたします。

本日は榎本会長のご欠席に加え、後藤会長職務代理者も欠席でございます。

武蔵野市農業委員会会議規則では、その第5条で「会長は、会議の議長となり、議事を整理する」と規定しており、また第27条には「会長が欠けたとき、または事故があるとき、その職務を代行するものをあらかじめ、決めておくものとする。」と規定が置かれております。

しかしながら、今回は会長及び会長職務代理者のご両名が欠席となっておりますので、同規則第34条に規定されている「この規則に定めるもののほか、会議に必要な事項またはこの規則の疑義については、会議に諮って決める。」に従い、議長について委員の皆様にお諮りいたします。

また、全国農業会議所が事務局を務める全国農業委員会職員協議会が発行した「新制度の農業委員会に関するQ&A」に掲載されている記述によれば、「会長、会長職務代理者ともに何らかの理由により一時的に欠けた場合の総会等の運営について、年長の出席委員が臨時に議長の職務を行い、速やかに仮議長を選任することが考えられる」と、されております。

つきましては、以上により、本日の議長は榎本英明委員にお願いしたいと思っておりますが、異議ありませんか。

【異議なしの声】

異議なしとのことですので、榎本英明委員にお願いいたします。榎本英明委員、よろしくお願いたします。

議長

ただいまより、農業委員会全員協議会を開催いたします。

本日は、榎本会長、後藤職務代理者、松本委員、櫻井委員が欠席です。

署名委員は、13番 坂本委員、3番 森田委員にお願いいたします。

それでは、協議・報告事項に入ります。

(1) 引き続き農業経営を行っている旨の証明について事務局より説明を求めます。

事務局

〔事務局説明〕

13番 坂本委員

7月7日に現地を確認しました。自然な植物がたくさん植えられていて、適正に管理されていました。以上です。

11番 高橋委員

7月12日に現地を確認しました。ほとんど草もなく適正に肥培管理されていたことを報告します。

榎本委員

以上について、何かご質問等ございますか。

〔質疑なし〕

事務局

「引き続き農業経営を行っている旨の証明」は租税特別措置法に基づいていますので、いつまでに調査し、いつまでに書面を税務署に提出する等が重要になっています。お忙しいところお手数ですが、現地確認後は速やかに事務局までご連絡いただきたいと思います。

事務局で活動記録カードの電子化を進めていて、皆さまにご活用していただいているところですが、現地調査を行った場合は、それとは別に電話またはメールでご報告いただけると助かります。よろしくお願ひします。

議長

続きまして、

(2) 都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の認定申請書の事前確認について事務局より説明を求めます。

事務局

〔事務局説明〕

議長

以上について、何かご質問等ございますか。

10番 大谷委員

●●さんの作物予定に栗とありますが、現在●●さんの農地にある栗の木を作付けするということですか。

事務局	詳細は分かりませんが、おそらくそうだと思います。
3番 森田委員	賃料が0円となっておりますが、問題はないのですか。
事務局	<p>武蔵野市での貸借は、これまですべて賃料は0円でやっています。当該農地において、相続が発生した場合に備えて、賃貸借ではなく解除しやすい使用貸借で契約し、賃料は0円でやっているという実情があります。</p> <p>東京都では、賃貸借契約で10年間貸借をすると補助金が出る制度がありますが、相続を考えるとなかなか活用しづらい面があります。武蔵野市だけでなく近隣の市からも同じような意見を聞きます。そのため、現状は使用貸借0円での貸し借りがメインになっています。</p>
11番 高橋委員	貸借の期間は5年となっておりますが、5年である明確な理由はありますか。
事務局	双方の合意によるものになります。貸借制度が始まった当初は短めの2年から3年でしたが、近年は貸借の事例も増えてきて、期間も長くなっています。特段の問題がなければ、更新の手間もあるので長期的ということで5年となっていると思います。
11番 高橋委員	合意があれば、7年や10年ということもありえますか。
事務局	おっしゃるとおり期間については色々です。今回は双方が知り合い同士の農業者ですので、最初から5年になったと思われそうです。新規参入者の方は、どのように作付けをされるのか判断がつかないため、期間が短くなる場合もあると思います。5年から始めて、更新時に期間が延びることも十分ありえます。
11番 高橋委員	更新の際は、改めて申請ですか、それとも更新ですか。
事務局	最初と同じように事業計画の認定申請を提出していただきます。今年度、他にも同じような事例があり、再認定となりました。再度計画を出していただきますが、今までの実績を見て、現地の確認は行わない等、多少は負担が減り

ますが、手続き自体は同じになります。

10番 大谷委員

貸主は納税猶予を受けていると思いますが、納税猶予を受けている土地での利益は、貸主の利益になるのですか、それとも借主の利益ですか。

事務局

借主の売上となります。納税猶予がかかっている貸借の事例は今回が初めてではありません。貸借部分については借主の売上として計上していますので、同様の取り扱いとなります。

11番 高橋委員

今回の申請者は学校給食に納品するために借りたいとのことですが、例えば、「体験農園をやりたい」と申請書を提出し承認されたけれど、募集しても希望者が集まらず、自ら耕作することになった場合、計画と異なってしまうので、認定の取消ができるのですか。

事務局

申請内容と実態が結果的に異なってしまった場合は、異なる点がどの程度かということが焦点になると思います。作付け品目の変更等、農業委員会が軽微だと判断すれば、変更申請させることはないと思います。

体験農園にしようと思って申請したけれど自ら耕作するとなった場合について、今すぐは判断できかねますが、もし農業委員会で軽微でないと判断した場合、基本的には取消ではなく変更申請していただくというフローになるかと思います。

議長

続きまして、

(3) 夏野菜品評会について
事務局より説明を求めます。

事務局

〔事務局説明〕

議長

以上について、何かご意見やご質問等はございますか。

9番 中村委員

夏野菜品評会の日程は今までどおりで良いと思います。表彰式については、参加者が少ないので秋の品評会表彰式と兼ねて行うことはできないでしょうか。秋と一緒に開催

した方が多くの方に披露できるのではないのでしょうか。

事務局

表彰式を秋の品評会と合同で行うことはできないことはないと思います。おそらく今までは夏野菜品評会后すぐに披露することに重きを置いてきたのだと思います。確かに秋の表彰式に比べると盛大さに欠けているので、来年度については、会長や職務代理者に相談のうえ、検討したいと思います。

事務局長

点数制限や品目についても、事務局としてご意見を伺いたいです。

12番 吉野委員

私自身はせっきくの機会なので出品しています。事務局は夏野菜品評会について、出品農家数、出品数、どのように考えているのかご意見を聞きたいです。出品数を増やしたいのでしょうか、それとも厳選して出品してほしいのでしょうか。

開催時期は気象状況もあり、正直分らないです。7月以降に出品できる品種もあります。品目数の緩和をしても良いと思います。夏野菜品評会についての評価を、どこへ持っていくのか考えた方が良いと思います。

事務局

ありがとうございます。

事務局としては、開催するのであれば盛大にやりたいという思いはあります。かつての立毛品評会の流れがあり、品目は増やしてこなかった経緯があります。

今回、参考出品のピーマンが高評価でしたが、良いものを作っている農家さんは他の品目でもいらっしゃるのも、もっと品目を増やして、武蔵野市では少量多品目の農産物を作っていることを市民にアピールしていくことも大事だと考えています。

会長にも今年度の夏野菜品評会について報告しましたが、出品点数が少ないとのご意見でした。夏野菜品評会について、今後どうしていきたいのか、今一度立ち止まって考えなければいけない時期にきていると思います。永続的かつ意味のある事業として展開したいと考えています。

13番 坂本委員

市民へのアピールは今のままで良いと思います。農業者

からはピーマン等、審査対象となる品目を増やしてほしいという意見があります。

事務局

品目を増やすにあたり、現状では賞は1品目につき賞を1点設定しています。品目を増やすごとに賞も増やすのか、賞の考え方を変えていくのか、組合長にもお諮りしたいと思いますが、他にもご意見をいただければ幸いです。

11番 高橋委員

農家側の意見として、品目は何でも良いというのが良いと思います。ピーマン、ズッキーニ、オレガノ等のハーブ類、出品数が増えると思います。賞数は増やさず今のままで、出品された中から良い評価のものに賞を決めるというのはどうでしょうか。

6番 下田委員

高橋委員の意見が良いと思います。ピーマン、オクラ等、夏野菜として他にも出品できるものがあります。品目については制限する必要はないのではないのでしょうか。賞は後で決めればよいと思います。

8番 土屋委員

生産者の方がおっしゃるとおりだと思います。品目数を増やして、その時期に出来た良いものを出品できるようにするのが良いのではないのでしょうか。賞は増やさず、出品された中から良いものを選んだら良いと思います。

10番 大谷委員

夏野菜として、キュウリ、ナス等を指定して旬のものをお披露目するのは良いと思います。夏野菜は色々なものが収穫できますので、品目は指定しなくても良いというのは私も同意見です。

事務局

貴重なご意見ありがとうございます。
会長や職務代理者にも相談のうえ、次年度の方向性を早めに決めていきたいと思っています。

議長

続きまして、
(4) 各種顕彰事業について
事務局より説明を求めます。

事務局

〔事務局説明〕

議長 以上について、何かご意見やご質問等ございますか。

9番 中村委員 ●●さんを推薦したいです。家族経営されていて、本人も認定農業者です。学校給食への出荷に力を入れていて、青壮年部で活動しています。近隣の小学校では農業体験を行ったり、講演会をしたりしています。適任かと思いません。

事務局 要件に合致します。まだ受賞されたことはありません。他に推薦したい方は、いらっしゃいますか。

11番 高橋委員 対象者をリストアップした資料をご用意いただかないと、既に受賞している人もいるので判断が付きかねます。
●●さんについては、中村委員が言うとおりの、学校給食等で貢献されているので、推薦に値すると思います。

事務局 ありがとうございます。リストの作成については今後の課題とさせていただきたいと思います。

11番 高橋委員 収入条件は経営人数によるので、一人当たりにならないとおかしいと思います。基準が理にかなっていません。
もし他にも対象者がいるのであれば、来年度以降に推薦するのはどうでしょうか。

事務局 推薦基準は農業会議で決めています。経費を差し引いた所得ではなく収入のみを見ていますので、経営体は何人でも影響はしないのではないかと思います。純粹に売上だけを見るという意味合いだと思います。
対象者は40歳以上、今回よりBとCの基準が追加され、A～Cのいずれかの要件を満たしていれば対象者であるという基準に変わりました。

11番 高橋委員 例えば、売上がなくても認定農業者であれば推薦できるということですか。

事務局 認定農業者の方は評価会議があり、そのお墨付きを得ています。農業所得は300万円以上となっているので、所得で考えると売上は概ね500万円以上と考えられますので、

売上が0円の方はいないと思います。

●●さん以外に推薦したい方はいらっしゃいますか。候補の方をご提案いただければ、認定農業者か、過去に受賞歴があるかについて、確認させていただきます。

11番 高橋委員

●●さんはどうでしょうか。

事務局

まだ受賞されていません。都市型認定農業者の方は要件のBにあたりますので、推薦対象になります。

昨年度は団体で受賞しているので今年度はできれば個人の方で推薦できればと思います。

3番 森田委員

受賞者の情報は開示されていますか。

事務局

農業委員会だよりで公表しています。また、年度ごとに農業会議で冊子を作成しています。

●●さん、●●さんも受賞されていません。

5番 北沢委員

受賞された方の中で、経営が発展しているという方はいますか。既に知事賞以外を受賞した方は全員対象になります。

11番 高橋委員

すでに受賞した方の中から、数年経ってさらに経営状況が良くなっている方を新たに推薦するのはどうでしょうか、ということですか。

事務局

この件については事前に会長に相談していて、まだ受賞されていない方がいれば推薦したいとのご意向ですので、受賞されていない方を優先的に推薦したいと思います。受賞歴がある方は2巡目で良いのではないのでしょうか。

では、お声が上がった4名について、会長と職務代理者と話し合い、対象の方に順次お声掛けさせていただきたいと思います。

議長

続きまして、

(5) 農業委員会行政視察について
事務局より説明を求めます。

事務局

〔事務局説明〕

議長

以上について、何かご意見やご質問等がございますか。

〔質疑なし〕

事務局長

それでは、その方向で準備を進めたいと思います。1日目は役所を表敬訪問し、翌日の午前中にはほ場を見学します。お忙しいとは思いますが、ご参加をお願いします。

議長

続きまして、
(6) 指導農業士の申請及び推薦について
事務局より説明を求めます。

事務局

〔事務局説明〕

議長

以上について、ご意見等ございますか。

〔異議なしとの声〕

事務局

異議なしとのことですので、事務局より対象者の方にお声を掛けさせていただきます。

議長

最後に(7) その他 会議等日程
事務局より説明を求めます。

事務局

〔事務局説明〕

議長

最後に委員の皆様や事務局から何かございますか。

特になければ、以上をもちまして、本日の全員協議会を終了いたします。

ご協力ありがとうございました。

閉会時刻 午前11時7分